広島市景観審議会夜間景観検討部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市景観審議会(以下「審議会」という。)において、広島市 景観審議会規則(以下「審議会規則」という。)第7条の規定に基づき設置する夜間 景観検討部会(以下「部会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとす る。

(所掌事務)

第2条 部会は、夜間景観に関して調査及び検討を行う。

(構成等)

- 第3条 部会は、審議会規則第7条第2項の規定により会長が指名する委員及び臨時 委員若干名で構成する。
- 2 臨時委員の任期は概ね2年とし、再任を妨げない。

(審議会への報告)

第4条 部会長は、部会において調査及び検討を行った結果を審議会に報告する。

(資料の提出等の要求)

第5条 部会長は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、委員及び臨時委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(廃止)

- 第6条 部会は、次のいずれかに該当することとなった場合は廃止する。
 - (1) 審議会において部会を廃止する議決がなされたとき。
 - (2) 部会において調査及び検討を行う事項について、審議会の調査又は審議が終了したとき。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、都市整備局都市計画課都市デザイン係において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部 会に諮って定める。

附則

この要領は、令和7年11月13日から施行する。